

緑育環境整備事業費補助金交付要綱

(趣旨)

- 第1条 知事は、緑にふれあい、緑や自然を大切にすることを醸成する場として、保育所、幼稚園、小中学校等施設（以下「保育所等施設」という。）の緑の教育環境整備のため、市町村立及び私立の保育所、幼稚園、小中学校等設置者（以下「補助事業者」という。）が保育所等施設の緑化に係る事業を行う場合、その事業に要する経費に対し、予算の範囲内において補助金を交付する。
- 2 前項の補助金の交付に関しては、山梨県補助金等交付規則（昭和38年山梨県規則第25号。以下「規則」という。）に定めるもののほか、この要綱の定めるところによる。

(補助金の交付対象等)

- 第2条 この補助金の対象となる事業、事業主体、補助対象経費及び補助率は、別表1のとおりとする。

(補助金の交付申請)

- 第3条 補助金の交付を受けようとする補助事業者は、補助金交付申請書（様式第1号）に次に掲げる書類を添えて、知事に提出しなければならない。
- (1) 事業計画書（様式第2号）
 - (2) 収支予算書（様式第3号）
 - (3) 事業箇所位置図
 - (4) 現況写真
 - (5) その他知事が必要と認める書類
- 2 前項の申請書の提出期限は、毎年度知事が別に定めるものとする。

(補助金の交付条件)

- 第4条 補助金の交付に付する条件は、次に掲げるとおりとする。
- (1) 補助事業に要する経費又は補助事業の内容の変更（別表1に規定する軽微な変更を除く。）をしようとするときは、事業変更承認申請書（様式第4号）を知事に提出し、承認を受けること。
 - (2) 補助事業を中止し、又は廃止しようとするときは、事業中止又は廃止承認申請書（様式第4号）を知事に提出し、承認を受けること。
 - (3) 補助事業が予定の期間内に完了する見込みのない場合は、速やかに知事に報告し、その指示を受けること。
 - (4) 補助事業により取得し、又は効用の増加した財産（以下「取得財産等」という。）については、補助事業完了後においても補助金の交付の目的に従って善良な管理者の注意をもって管理すること。
 - (5) 補助事業に係る収入及び支出を明らかにした帳簿及び証拠書類を整備し、補助事業完了の年度の翌年度から起算して5年間保存すること。

(財産の処分の制限)

- 第5条 補助事業者は、取得財産等については、知事が補助金交付の目的及び減価償却資産の耐用年数等に関する省令（昭和40年大蔵省令第15号）を勘案して別表2に定める期間（第3項において「財産処分制限期間」という。）を経過するまでは、知事の承認を受けずに、補助金交付の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸し付け、棄却し、又は担保（第3項において「処分」という。）に供してはならない。
- 2 前項の承認を受けようとする場合は、財産処分承認申請書（様式第5号）を知事に提出し、その承認を受けなければならない。
- 3 知事は、前項の承認をしようとする場合において、交付した補助金のうち処分時から財産処分制限期間が経過するまでの期間に相当する分を原則として返還させるものとする。

(実績報告)

- 第6条 規則第12条の規定により実績報告をしようとする補助事業者は、事業実績報告書（様式第6号）に、次に掲げる書類を添えて知事に報告しなければならない。
- (1) 事業明細書（様式第7号）
 - (2) 収支精算書（様式第8号）
 - (3) 事業箇所位置図
 - (4) 完成写真
 - (5) その他知事が必要と認める書類
- 2 前項の実績報告書の提出期限は、事業完了の日若しくは廃止の承認を受けた日から起算して1箇月を経過した日又は補助金の交付を決定した年度の翌年度の4月10日のいずれか早い期日までとする。

(補助金の交付)

- 第7条 補助金は、精算払いとする。ただし、知事が必要と認めた場合には、概算払いにより交付することができる。
- 2 補助金の概算払いを受けようとする補助事業者は、事業概算払請求書（様式第9号）を知事に提出することとする。

(書類の提出)

- 第8条 規則及びこの要綱により知事に提出する書類は、所轄林務環境事務所に提出するものとする。

(その他)

- 第9条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は知事が別に定める。

附 則

- 1 この要綱は、平成21年8月25日から施行する。
- 2 この要綱は、平成26年3月31日限り、その効力を失う。ただし、この要綱に基づき交付された補助金については、この要綱の失効後も、なおその効力を有する。

別表1 (第2条関係)

<p>補助対象事業</p>	<p>市町村立又は私立の教育施設及び保育施設の緑の教育環境整備のために緑化が必要と認められる保育所等施設（公園施設は除く）の緑化に係る事業（1,000千円以上のものに限る。）であって、次のいずれにも該当するものであること。</p> <p>① NPOなどの民間団体等と協働して実施しようとする保育所等が行う事業であること。</p> <p>②整備後も継続的に維持管理を行い、環境教育の場等として活用していくことが可能であること。</p>
<p>事業主体</p>	<p>市町村立又は私立の保育所、幼稚園、小中学校、児童館等、幼児、児童生徒が利用する施設の設置者</p>
<p>補助率等</p>	<p>補助対象事業費の2分の1以内。ただし、交付額は1箇所あたり1,000千円を限度とする。</p>
<p>補助対象経費</p>	<p>・補助対象経費は、次のとおりとする。</p> <p>①緑化樹の植栽等による緑地の造成（客土、施肥、花木の植栽等を含む。）及び花壇、縁石等付帯施設の設置に要する経費</p> <p>②校庭の芝生化、ビオトープの整備、緑のカーテン、屋上緑化、壁面緑化の整備に要する経費</p> <p>③その他園児、児童、生徒等が緑にふれあう機会を創出するための施設の整備に要する経費</p> <p>・各経費中の費目は、次のとおりとする。</p> <p>①工事請負費、委託料、資材費、指導者謝金、資料印刷費、使用料及び賃借料、通信運搬費、消耗品費、保険料</p> <p>②その他、この事業の趣旨に沿ったもので知事が必要と認める経費</p>
<p>軽微な変更</p>	<p>補助対象事業費の20%以内の経費及び費目の配分の変更</p> <p>・補助対象事業費の20%以内の増減（ただし、補助金交付決定額が増額する場合を除く。）</p> <p>・補助事業内容の次の変更</p> <p>①施工面積の20%以内の減</p> <p>②主たる工種の20%以内の増減</p>

別表2（第5条関係）財産処分制限期間

種類	構造	財産処分制限期間（年）
花壇	主として金属製のもの	15
	主として木製のもの	7
縁石	コンクリート製、ブロック製、れんが又は石のもの	15
	木造のもの	5
その他工作物	主として金属製のもの	15
	主として木製のもの	7

※種類欄に記載のないものは、別途協議とする。

様式第1号（第3条関係）

番 号
年 月 日

山 梨 県 知 事 殿

補助事業者名
代表者名

印

年度緑育環境整備事業費補助金交付申請書

緑育環境整備事業を実施したいので、緑育環境整備事業費補助金交付要綱第3条の規定により、次の関係書類を添えて補助金の交付を申請します。

- 1 補助金交付申請額 金 円
- 2 事業計画書 別紙のとおり
- 3 収支予算書 別紙のとおり
- 4 事業完了予定年月日 年 月 日
- 5 その他関係資料（見積書、位置図、現況写真等）

様式第2号（第3条関係）

年度緑育環境整備事業費補助金
事業計画書

施工箇所 施設名	事業内容	数量等	事業費
			円
計			

協働予定者名

事業完了予定 年 月 日

(注) 事業内容欄は、工種、付帯施設等について、その種類、数量などを記載する。

様式第3号（第3条関係）

収 支 予 算 書

1 収入

（単位：円）

区 分	予 算 額	備 考
県補助金		
自己資金		
その他		
計		

2 支出

（単位：円）

区 分	予 算 額	備 考
計		

様式第4号（第4条関係）

番 号
年 月 日

山 梨 県 知 事 殿

補助事業者名

代表者名

印

年度緑育環境整備事業費補助金変更（中止、廃止）承認申請書

平成 年 月 日付け 第 号で交付決定のあった緑育環境整備事業費補助金について、次のとおり変更（中止、廃止）したいので承認されたく申請します。

- 1 変更（中止、廃止）理由
- 2 変更事項

（様式第2号により変更後の事項を記載するとともに、上段に変更前の事項を括弧書きにすること）

様式第5号（第5条関係）

番
年 月 日
号

山 梨 県 知 事 殿

補助事業者名
代表者名

印

緑育環境整備事業費補助金財産処分承認申請書

平成 年度緑育環境整備事業費補助金に係る補助事業により取得した財産を、次のとおり処分したいので、緑育環境整備事業費補助金交付要綱第5条第2項に基づき、申請します。

- 1 処分しようとする財産の明細
- 2 処分の内容
- 3 処分しようとする理由
- 4 その他必要な書類

様式第6号（第6条関係）

番 号
年 月 日

山 梨 県 知 事 殿

補助事業者名
代表者名

印

年度緑育環境整備事業費補助金実績報告書

年 月 日付け 第 号で交付決定のあった緑育環境整備事業費補助金について、次のとおり関係書類を添えて実績を報告します。

- 1 補助金交付決定額 金 円
- 2 補助金精算額 金 円
- 3 事業明細書 別紙のとおり
- 4 収支精算書 別紙のとおり
- 5 事業完了年月日 平成 年 月 日
- 6 その他関係資料（精算資料、位置図、完成写真等）
- 7 支払いの方法
口座振替 振替先銀行名 _____ 預金種別（当座・普通）

口座名 _____ No. _____

様式第7号（第6条関係）

年度緑育環境整備事業費補助金
事業明細書

施工箇所 施設名	事業内容	数量等	事業費
			円
計			

協働者名

事業完了

年 月 日

(注) 事業内容欄は、工種、付帯施設等について、その種類、数量などを記載する。

様式第8号（第6条関係）

収 支 精 算 書

1 収入

（単位：円）

区 分	予算額	決算額	差引増減	備 考
県補助金				
自己資金				
計				

2 支出

（単位：円）

区 分	予算額	決算額	差引増減	備 考
計				

様式第9号（第7条関係）

番 号
年 月 日

山 梨 県 知 事 殿

補助事業者名
代表者名

印

年度緑育環境整備事業費補助金概算払請求書

平成 年 月 日付け 第 号で交付決定のあった緑育環境整備事業費補助金について、次のとおり概算払の請求をします。

1 概算払請求額 円

2 内 訳

補助金交付 決定額 ①	既概算交付 額 ②	差 引 額 ①－②＝③	今回概算請 求額 ④	備 考

3 概算払請求の理由

4 支払いの方法

口座振替 振替先銀行名 _____ 預金種別（当座・普通）

口座名 _____ No. _____